

令和5年10月16日

令和5年第10回

# 農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

## 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年10月16日 午前9時30分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭
4番	隅 ふじ江	5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎
7番	上尾 家隆	8番	藤本 哲	9番	中尾 正浩
10番	黒崎 友美	11番	塚田 由美子	12番	原田 孝親
14番	藤村 浩司	15番	刀裊明 薫	17番	清弘 進
18番	梅川 仁樹				

3 本日の総会に欠席した委員

13番 林 聖文      16番 森川 稔己

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長	有馬 秀樹	次長	後 詳子
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	木村 茂泰
周東支所	沖田 史典	錦支所	香西 和久
美和支所	田村 尚巳	事務局	木村 吉秀

5 会長は午前9時30分、委員総数18名の内16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

3番 松宮 榮昭      6番 小川 栄太郎

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第44号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について  
議案第45号 農用地利用集積計画について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 3 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地所有適格法人報告書の提出について
- 6 現況証明

9 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第10回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、3番松宮 榮昭委員と6番小川 栄太郎委員を指名いたします。  
よろしく申し上げます。

「議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況、ともに畑。面積は、753㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは、追加説明させていただきます。

申請地は、灘出張所、南西方向へ直線距離で約1.5km、元国立病院の跡地に近い高台の場所に当たります。

譲渡人は遠方に居住し、今後とも農地の管理ができず、手放すことを模索していましたが、親族にあたる譲受人が引き受け耕作を行うということで申請に至りました。譲受人は、稲作や畑作で70a余り耕作しておられ、経営規模の拡大を図るということです。権利の移動の区分は、譲渡です。

10月2日に事務局と現地調査を行いました。申請地は、自宅から100mの距離で現状畑地として管理されております。馬鈴薯、玉ねぎなどの野菜栽培を行う予定だそうです。農機の保有、周辺農地との協調などからも規模拡大

は問題ないと思います。周辺住宅地とは、かけ離れており利水は雨水のみで排水は自然浸透排出で特に問題はなく、周辺農地への影響はありません。荒廃地の拡大措置に有益でもあり、3条許可は適当と思います。以上です。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,274 m<sup>2</sup>他5筆、合計5,338 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、愛宕出張所から南東に約1.8kmから2kmに位置する農地です。本農地は、相続人がいないため次の所有者へ所有権が移転されることが望ましく、今回譲受人が購入を希望するという事で、裁判所の許可を得て申請に至ったということです。

譲受人は、現在借りて耕作している周辺のハス田と合わせて、一体的な営農を行おうと考えております。

10月4日に事務局職員とともに現地調査を行ったところ、調査項目すべてに問題はなく3条許可は適当と思われれます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 岩国地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。使用貸借の期間は、許可後、令和9年10月31日までです。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・

現況、ともに畑。面積は、322 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は川下出張所から南に約400mに位置する農地です。

申請人は、父親の死亡で農地を相続したが耕作をする余裕がなく、雑草等による近所等とのトラブルを防ぐため耕作をできる人を探していたところ、来年3月で定年退職を予定している借受人に貸借することになったということです。借受人は、夫婦で家庭菜園として使用するそうです。

10月4日に事務局職員と調査を行ったところ、調査項目すべてに問題はなく、3条申請は適切と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況、ともに田。面積は、1,985 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、灘出張所から西方直線距離で700mに位置します。

譲渡人は、相続で土地を取得しましたが農業経験がなく耕作できず手放すことを模索していたところ、経営規模の拡大を目指していた譲受人と話がまとまり売却することになりました。

10月2日に事務局と現地調査を行いました。周辺は、住宅化が進み農地が少なくなっておりますが、まとまった農地になります。従来は、水田あるいはレンコン田として耕作されていた形跡が見られますが、少なくともここ2・3年は耕作が放棄され、雑草が繁茂している状況でした。ただ、幸いにも樹木は見当たらず草刈りにより対処でき、仮に土地改良が必要な場合にも小型重機の持ち合わせもあり、農地への再生も問題ないと思ひます。通作距

離は約1 km。営農計画は、柿、桃などの果樹を植栽し、将来はブロッコリーなどの露地野菜の栽培を行うとのことです。労力は、夫婦および息子さんも参加されまして水田および畑作で、当地では高面積耕作者の1人です。農地保有も問題なく耕作継続への支障はないと思います。周辺住宅とは隣接はなく問題ありません。水路、排水路も隣接しており周辺農地への影響はありません。以上、3条許可は適当と思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況、ともに畑。面積は、148 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、玖珂支所奏より北西へ約1 kmのところのところに位置しております。譲渡人は、転勤族で耕作ができないということです。譲受人は、新規就農で農業に取り組みたいということで、小型の耕運機と草刈り機を所有しております。いずれはJAへの出荷も考えているということです。

10月3日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地

目は、台帳・現況、ともに田。面積は、807 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、周東総合支所から北東へ500mのところの位置しております。

譲渡人は、平成4年に相続したが高齢に加えて他市に居住しているために善良な管理ができないまま休耕状態が続いておりました。この度譲受人との間で譲渡の合意に至ったので権利移動するというものです。譲受人は、水稻を中心に営農しておりますが、この度譲渡人から申し出を受け、経営規模の拡大を図るためにも権利移動をしようとするものです。当該地は低水田であることから取得後は各種野菜の栽培を予定しているということです。

10月3日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、156 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は周東総合支所より東へ約1.6kmに位置する農地です。

譲渡人は、平成24年に相続により当該地の権利を得ましたが遠方に居住しているために耕作できませんでした。この度、譲受人が出荷を目標に農業経営をしたいとの申し出があり、所有権の移転となりました。この農地は、自宅のすぐ西側に位置し、通作にも問題はなく耕作に必要な農機具は所有しております。

9月26日に事務局と調査項目に従い、現調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、121 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より東へ約1.7kmに位置する農地です。

譲渡人は、高齢のため耕作が困難であるためそのままになっていましたが、近くに居住する譲受人が農業に携わることを希望したため、今回の申請となりました。譲受人は、手始めにイチジクを栽培しようと考えています。当該地は家のすぐ裏手にありトラクター・草刈り機は導入予定となっております。

9月26日に事務局と調査項目に従い、現調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

9番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、659 m<sup>2</sup>他10筆、合計6,976 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、周東総合支所より西に 5.21 km に位置する農地です。

譲渡人は、平成 18 年に相続で農地を取得いたしましたが、仕事が繁多のため農地の管理が困難なため、適正管理ができる方に権利移動を考えていました。譲受人は、農業法人に勤務して、大規模農業の作業に従事しておりますが、農地は保有しておりません。新規就農するため、以前より農地を探しておりましたが、このたび譲渡人と合意に至り権利移動するものです。所有後は、農機具等を購入し、麦と野菜他を家族で耕作する予定です。

10 月 2 日に担当職員と現地調査をいたしました。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9 番を許可することを決定します。

次に、10 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

10 番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田・畑及び雑種地。現況、畑。面積は、454 m<sup>2</sup>ほか、4 筆で、合計 2,112 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は錦総合支所から南へ約 60m、南西へ約 300～460m の場所に位置している農用地区域外の農地です。

譲渡人は、昨年夫名義の土地を相続しましたが、高齢で遠方に居住しており、錦町に来ることが困難なため、錦地域にある本人名義の不動産すべてを譲受人に譲渡したいとのことでした。

譲受人は、田舎暮らしに憧れて錦町地域にある農地を娘と一緒に見たところ現地の自然環境を大変気に入って 3 年以内には定年、移住することを決意し、農地を譲り受けることにしました。譲受人は、現在神奈川県に居住していますが、昨年宅地 ■■■■■ の贈与を受け、今年引き続き、建物と山林・農地の贈与を受け、居住拠点として建物をリフォームし、その確保を行ったうえで、申請地の農業に取り組み、自家用の菜園畑、果樹園として管理収穫を行うということです。許可後は、申請地すべてにおいて責任を持ち、耕作すること。3 年以内に移住すること。また年内に居住拠点として私有地の宅地に存在する建物をリフォームを行い、継続して申請地への農業に取り組むとの確約書も添付されています。

10月3日に担当職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することを決定します。

続いて、「議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、357㎡ほか1筆、合計527㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、一団の農用地内に位置する第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は美和総合支所より南へ約1.2km、市道西畑1号線沿いに位置する農地です。地目は田です。

この農地は令和5年第7回総会において農振除外の異議なし回答を行った農地です。申請人は、広島市内で借家住まいをしておりますが、実家で一人暮らしをしている高齢の母親の生活支援や農業の手伝いをしたいと考えております。計画によりますと、延べ床面積が122.79㎡、平屋住宅を建設するとのことです。写真をご覧の通り、真砂土で埋められた箇所につきましては始末書が提出されております。

10月2日に事務局職員とともに現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題もなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、第1種農地及び農用地区域除外後施行の案件となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

続いて、「議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、荒廃。面積は、733㎡の内、102㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、過去に農業公共投資の対象となった第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、被害防除計画書も添付されております。

担当の森川委員が欠席ですので、由宇支所小池主査から追加説明します。

第16番

森川委員から説明文を預かってきておりますので代読させていただきます。

申請地は由宇総合支所から南へ約4.5kmの場所に位置する農振農用地の第2種農地です。

借受人は、貸付人の実の娘であり現在市内に借りているアパートが手狭となったため新居の建築を検討していましたが、高齢になった親の生活支援をしたいとの思いから、実家に隣接する当該申請地を使用貸借し、自己用住宅を建てることとしました。

一方、貸付人は、高齢のため耕作が困難となり、農業の委託先も見つからないことから、娘の申し出に応じることとしたものです。

9月26日に事務局支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。農業用倉庫の無断転用がありましたが、そちらにつきましては始末書が提出されています。その他の書類も整い、また周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、農用地区域除外後施行となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,488㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、建売住宅の建築です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は、玖珂支所奏より東に約1.2kmのところにあります。地目は田であります。耕作はやっておられず荒廃をしております。

この土地にこのたび、建売住宅の建設であります。戸数は6棟です。農地転用の意見書および土地改良区の意見書も添付されております。資金計画書、被害防除計画書、事業計画書も添付されており、問題はありません。なお、この土地は農振農用地でしたが、8月の見直しで除外をされております。

9月28日に事務局と現地調査に行っております。何ら問題はございません。5条許可は適当と思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第44号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を上程します。

では、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、129㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、駐車場の設置です。農地区分は、2種農地です。

担当の森川委員が欠席ですので、由宇支所小池主査から追加説明します。

第 16 番

説明分を代読させていただきます。

申請地は由宇総合支所から南西へ約3.5km場所に位置する農振農用地の第2種農地で、露天駐車場を整備するため農振地域の除外を申し出たものです。

申請人の2人は、平成16年に相続により当該農地を取得したものの、ともにこれまで農業を営んでおらず、今後も農業を営む予定もないことから土地の有効活用を検討していたところ、近隣の建設会社から駐車場用地として使用したいとの申し出があり、それを受けて今回の農振除外申請に至りました。申請地は、周囲を道に囲まれており、周辺農地の農業利用に影響を及ぼ

すこともなく、農地の集団化や担い手等の利用集積に支障をきたすものではないと判断いたしました。農振除外については適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を適格と認め、市長に回答します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、18㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、宅地の拡張です。農地区分は、2種農地です。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

それでは、追加説明いたします。

申出地は、周東総合支所日向より西へ1.86kmに位置する農地です。

申出地の変更する理由は、居住地と農地は申請人の所有のものですが、居住地の通路が農地に入り込んで、通路を確保するために必要なことから、当該地を申し出るものです。農地の縦断化やおよび効率的かつ安全的な農業経営を営むにあたり、農用地の集積に支障はありません。

9月16日に担当職員と現地調査を行いました。何ら問題はないと思いますのでご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を適格と認め、市長に回答します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,314㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、資材置き場の設置です。農地区分は、2種農地です。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

それでは、追加説明いたします。

申出地は、周東総合支所日向より西へ2.11kmに位置する農地です。

申出地の変更する理由は、事業の拡大に伴い、資材置き場が手狭になり、所有者に譲り受けた旨を持ち掛けたところ、応じていただけましたようです。申出地は農地の集団内に位置し、他の農用地の集団性は保たれており、周辺農地の農業利用に支障はありません。当該地は過去に水害が発生した経緯もありますが、資材が流出しないように計画するそうです。

9月16日に担当職員と現地調査を行いました。何ら問題はないと思いますのでご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を適格と認め、市長に回答します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、196 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。申請目的は、駐車場の設置です。農地区分は、2種農地です。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

それでは、追加説明いたします。

申出地は、周東総合支所日向より南へ約7.39kmに位置する農地です。

申出地は県道と会社の出入り口に隣接した農地で昭和63年に道路用地として分筆されて、残地となって長年にわたり耕作することなく放置状態で、現在は荒廃となっております。隣接する農地もなく周囲に支障をきたすこともないと判断しました。

9月16日に担当職員と現地調査を行いました。何ら問題はないと思いますのでご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を適格と認め、市長に回答します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、924 m<sup>2</sup>の内、418 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。申請目的は、太陽光発電施設管理用地です。農地区分は、2種農地です。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは、追加説明いたします。

申出地は、周東総合支所から南西に約 1.2 km に位置します。

9月25日に支所担当者と現地確認をいたしました。

この案件は、既設の太陽光発電所に管理道、駐車場および資材置き場を設けるための申し出です。この元となる発電所は、私が先に農地転用を担当したところであります。本来、この発電所を所有している会社が発電所の建設前から作業道等を設備の必要性は計画に加味される事柄であると思います。しかしながら、周辺農地は、圃場整備未整備、貸借も進んでいない地域であります。申出地も数年耕作されておらず、休耕されております。申出人も耕作の意向もない、維持管理も難しいとし、周辺農地への影響もないと判断しております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を適格と認め、市長に回答します。

続いて、「議案第45号 農用地利用集積計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、説明します。まず、表の見方について、少し説明させていただきます。

利用権設定各筆明細についてですが、地区別に番号を付しており、1番岩国地区から、8番美和地区までに分けております。

また、それぞれ枝番を付しており、例えば、岩国地区は1-1から1-15まで、15件の明細が掲載されています。

各地区の後に、中間管理機構関係分も掲載しております。

なお、各筆明細のほかに、地区別集計表も配付しておりますので、合わせてご覧ください。

それでは、地区ごとに説明させていただきます。

1番 岩国地区

合計件数 15 件。合計筆数、26 筆。うち田 23 筆、うち畑 3 筆。合計面積 37,461 m<sup>2</sup>。

作付けされる主なものは、牧草、水稻、蓮根となっています。

2番 由宇地区

合計件数 2 件。合計筆数 3 筆。うち田、3 筆。合計面積 7,372 m<sup>2</sup>。

作付けされるものは、水稻、果樹となっています。

3番 玖珂地区、4番 本郷地区、今回は該当がありません。

5番 周東地区

説明の前に、議案の修正がございます。議案18ページをご覧ください。  
番号「5-5」及び「5-6」・空白部分の2件については、申出人からの申し出により、取り下げとなりました。

合計件数9件。合計筆数19筆。うち田19筆。合計面積 22,320 m<sup>2</sup>。  
作付けされるものは、水稻、蓮根です。

6番 錦地区

合計件数5件。合計筆数9筆。うち田8筆、うち畑1筆。合計面積 10,660 m<sup>2</sup>。

作付けされるものは、水稻、野菜となっています。

7番 美川地区 今回は該当がありません。

8番 美和地区

合計件数2件。合計筆数3筆。うち田2筆、うち畑1筆。合計面積 3,844 m<sup>2</sup>。

作付けされるものは、野菜、栗となっています。

全域を合計しますと、合計件数33件。合計筆数60筆。うち田55筆、うち畑5筆。合計面積 81,657 m<sup>2</sup>となっています。

契約期間別に集計しますと、3年未満2件。3年以上6年未満14件。6年以上10年未満7件。10年以上10件。合計33件となっております。

権利の種類別に集計しますと、使用貸借による権利の設定20件。賃貸借による権利の設定13件。となっており、使用貸借が多くなっております。

更新と新規の別ですが、利用権の終わりの期限は、すべて3月31日としておりますことから、11月設定では更新はありませんので、すべてが新規となっております。

地目別の筆数で集計しますと、田55筆。畑5筆となっており、ほとんどが田となっています。

作物別では、面積が大きい順に、水稻、牧草、蓮根などとなっています。

次に、中間管理機構関係分について説明させていただきます。

中間管理機構関係分は合計件数3件。合計筆数4筆。うち畑4筆。合計面積 1,741 m<sup>2</sup>。

作付けされるものは、栗となっています。

なお、中間管理機構分につきましては、備考欄に配分先予定者を記載しておりますが、本来なら、この総会で中間管理機構への利用権設定についてご承認いただき、その後、県において促進計画が決定されるのを待って、2ヶ月程度後の総会において、配分先との設定を承認いただくという、二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回、配分先を掲載して、上程させていただいておりますので、ご理解ください。

以上、各筆明細と集計の説明とさせていただきます。

ただいま説明しました、案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定された農用地利用集積計画の要件を満たしております。

なお、この農用地利用集積計画は、本日の総会で決定いただいた後、農林振興課において令和5年11月1日に公告します。

各筆明細にあります利用権については、この公告をもって、効力が発生いたしますので、公告日以降、速やかに、貸し手と借り手の双方に通知します。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、この農用地利用集積計画について、適当と認めることを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、休耕。面積は、254 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、住宅用地です。農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理につい

て、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田及び畑。現況、畑。面積は、75 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計265 m<sup>2</sup>の内、39.88 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、農業用倉庫及び通路の設置です。農地区分は、2種農地です。

他1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、232 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成です。農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,142 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

ほか2件、合計3件の通知がありました。

議長

報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 由宇地区

報告年月日は、令和5年8月28日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、7月1日から6月30日。法人形態は農事組合法人です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか3件、合計4件の提出がありました。

議長

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

- ①意向調査について
- ②農業新聞購読料について

議長

そのほか、ありませんか。

(なし)

次回定例総会は、11月17日(金)午前10時から、岩国市民文化会館第一研修室を予定しております。

ご多忙のところとは存じますが、よろしくお願ひします。

また、本日の耕作放棄地調査ですが、南河内地区で私と片山職務代理、および南河内地区担当の刀祢明委員・小林委員・塚田委員及び松宮委員とで行います。

「南河内出張所周辺」に、午後2時集合としますので、よろしくお願ひします。

本日は、このあと、山口県農業会議による「農業委員研修会」を開催しますので、引き続き、出席方、よろしくお願ひします。

これで総会は、終了します。お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年11月17日 金曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時54分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会長 梅川仁樹

署名委員 松宮崇昭

署名委員 小川崇太郎